

## 長野県公共事業等環境配慮推進要綱

	平成 23 年 1 月 18 日 22 自保第 255 号
一部改正	平成 23 年 4 月 1 日 23 環政第 2 号
一部改正	平成 24 年 4 月 17 日 24 環政第 26 号
一部改正	平成 25 年 4 月 1 日 25 環政第 5 号
一部改正	平成 26 年 5 月 1 日 26 環政第 33 号
一部改正	平成 29 年 3 月 22 日 28 環政第 290 号
一部改正	令和 2 年 5 月 1 日 2 環政第 32 号
一部改正	令和 3 年 3 月 12 日 2 環政第 292 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、長野県が実施する公共事業等の計画及び実施に当たって環境配慮を推進するために必要な手続等を定めることにより、当該事業の実施が及ぼす環境への影響をできる限り回避し、又は低減することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象事業 県が実施主体となる公共事業等のうち別表第 1 の左欄に掲げる事業の種類ごとに同表の右欄に掲げる対象規模に該当する事業及びそれ以外の事業で公共事業等を実施する部局等の長がこの要綱の対象としようとするものをいう。
- (2) 環境配慮 環境に与える影響を回避し、又は低減するための措置及び良好な環境を保全し、又は創造するための措置をいう。

### (環境配慮庁内連絡会議)

第 3 条 次に掲げる専門的事項を処理するため、環境配慮庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）を設置する。

- (1) 公共事業環境配慮書（案）（様式 1）（以下「配慮書（案）」という。）の作成に係る環境情報の提供、環境配慮の内容に関する助言その他の技術的支援に関すること
  - (2) 公共事業環境配慮書（様式 2）（以下「配慮書」という。）の審議に関すること
  - (3) 公共事業環境配慮実施報告書（様式 3）（以下「実施報告書」という。）の評価に関すること
  - (4) 環境配慮制度の検討に関すること
- 2 庁内連絡会議は、別表第 2 に掲げる者により構成する。
  - 3 庁内連絡会議に会長を置き、環境政策課長をもってあてる。
  - 4 庁内連絡会議の庶務は、環境政策課が行う。

### (配慮書（案）の作成)

第 4 条 対象事業を実施しようとする部局等の長（以下「事業部局の長」という。）は、対象事業を実施しようとする地域及びその周辺の環境の状況について、別表第 4 に掲げる共通環境配慮指針及び別表第 5 に掲げる地域別環境配慮指針に基づき、当該事業に係

る環境配慮の内容を検討した上、次に掲げる事項を記載した配慮書（案）を作成し、当該事業の実施箇所を明らかにした位置図を添付し、環境部長に提出する。

- (1) 事業名称、事業概要及び関係法令等の規制
- (2) 留意すべき地域の概況
- (3) 想定される影響又は環境配慮の方針

2 事業部局の長は、配慮書（案）の作成に当たり庁内連絡会議及び別表第3に掲げる機関に技術的支援を求めることができる。

（配慮書（案）の公表及び意見書の提出）

第5条 環境部長は、前条第1項の規定により配慮書（案）の提出があったときは、県ホームページでこれを公表する。

2 配慮書（案）について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前項の公表の日から30日を経過する日までの間に、環境部長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができる。

3 前項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象である事業の名称
- (3) 配慮書（案）についての環境の保全の見地からの意見

4 環境部長は、第2項の意見書の提出があったときは、その写しを事業部局の長に送付する。

（配慮書（案）に対する関係機関の長の意見）

第6条 環境部長は、第4条第1項の規定により配慮書（案）の提出があったときは、関係機関の長及び対象事業実施箇所の所在する市町村長に環境の保全の見地からの意見を聴く。

2 関係機関の長及び市町村長は、前項の規定により環境部長から意見照会があったときは、30日以内に環境の保全の見地からの意見を書面により環境部長に提出することができる。

3 環境部長は、前項の意見書の提出があったときは、その写しを事業部局の長に送付する。

（配慮書（案）に対する環境部長の意見）

第7条 環境部長は、第4条第1項の規定により配慮書（案）の提出があったときは、前条第2項の意見を勘案するとともに、第5条第2項の意見に配慮して、60日以内に事業部局の長に対し、環境の保全の見地からの意見を書面により述べる。

2 環境部長は、前項の場合において必要があると認めるときは、専門家の意見を聴くことができる。

(環境の保全の見地からの意見の反映等)

第8条 事業部局の長は、前条第1項の環境の保全の見地からの意見を勧案して必要があると認めるときは、計画への反映等を行った上で環境配慮の方針を決定し、次に掲げる事項を記載した配慮書を作成し、環境部長に提出する。

- (1) 事業名称、事業概要及び関係法令等の規制
- (2) 環境配慮の方針
- (3) 環境部長の意見内容及び事業部局の見解

2 事業部局の長は、前項の配慮書を作成する場合において必要があると認めるときは、住民に対する説明を行う。

(配慮書の公表)

第9条 環境部長は、前条第1項の規定により配慮書の提出があったときは、必要に応じて当該配慮書の内容について庁内連絡会議の意見を聴くことができる。

2 環境部長は、必要があると認めるときは、事業部局の長に対して配慮書の内容を修正するよう求めることができる。

3 事業部局の長は、前項の規定による環境部長の求めがあったときは、配慮書の内容を修正するものとする。

4 環境部長は、前3項の手続を経た配慮書を県ホームページで公表する。

5 事業部局の長は、配慮書のとおり環境保全に適正な配慮をして対象事業を実施する。

(対象事業の実施の制限)

第10条 事業部局の長は、配慮書が公表されるまでは対象事業の工事に着手しない。

(対象事業の廃止手続)

第11条 事業部局の長は、配慮書(案)の公表後に対象事業を実施しないこととしたときは、環境部長にその旨を通知する。

2 環境部長は、前項の通知があったときは、県ホームページにその旨を公表する。

(実施段階の手続)

第12条 事業部局の長は、対象事業に係る工事の完了後速やかに、次に掲げる事項を記載した実施報告書を作成し、環境部長に提出する。

この場合において、事業年度が複数年にわたる場合は、年度ごとに様式3により公共事業環境配慮実施状況報告書を環境部長に提出する。

- (1) 事業名称、事業概要及び関係法令等の規制
- (2) 環境配慮の方針及び環境配慮の実施内容(環境配慮の方針と異なる場合はその理由)
- (3) 達成状況の評価

2 環境部長は、前項の規定により実施報告書の提出があったときは、必要に応じて当該

実施報告書の内容について庁内連絡会議の意見を聴くことができる。

- 3 環境部長は、第1項の規定により実施報告書の提出があったときは、県ホームページでこれを公表する。

(手続の再実施)

第13条 事業部局の長は、第9条の規定により配慮書を公表した後に対象事業の内容を変更しようとする場合（事業の実施により想定される環境への影響又は環境配慮の方針に著しい変化が生じない軽微な変更する場合を除く。）は、環境部長と協議のうえ、改めて第4条から第8条までに掲げる手続を行う。

- 2 事業部局の長は、第9条の規定により配慮書を公表した日から5年を経過した日以後に対象事業に係る工事に着手しようとする場合又は対象事業に係る工事を5年以上中断した後再開しようとする場合で必要と認めるときは、環境部長と協議のうえ、改めて第4条から第8条までに掲げる手続を行う。

(他の法令に基づく手続との調整)

第14条 法令等に別段の定めがあるときその他この要綱の規定に基づく手続による場合と同等以上の環境配慮が確保されると認められるときは、環境部長と事業部局の長が協議の上、この要綱に定める手続の全部又は一部を省略することができる。

(適用除外)

第15条 この要綱の規定は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）に基づき環境影響評価を実施する事業については適用しない。

- 2 この要綱の規定は、災害の復旧若しくは防止のため又はその他特別な事情により緊急に実施することを必要とする事業については適用しない。

(対象事業以外の事業の環境配慮)

第16条 対象事業以外の公共事業等を実施する部局等の長は、共通環境配慮指針及び地域別環境配慮指針の趣旨に沿って環境配慮に努めなければならない。

(県以外の者が事業の実施主体となる場合の環境配慮)

第17条 県が管理する道路等の施設において、県以外の者が実施主体として行う道路自営工事等の事業が別表第1の左欄に掲げる事業の種類ごとに同表の右欄に掲げる対象規模に該当する場合は、当該施設を管理する機関の長は、この要綱に定める手続を行うよう、当該事業を実施しようとする者に要請するものとする。

- 2 前項の場合において配慮書が公表されたときは、環境部長は、当該施設を管理する機関の長に配慮書の写しを送付し、当該事業において当該事業を実施する者により配慮書に基づく適正な環境配慮がなされるよう、要請するものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、公共事業等の環境配慮の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年3月11日から施行する。

(経過処置)

2 この要綱の施行の日において、現に着手している対象事業については、この要綱の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月17日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

この要綱は、令和3年3月12日から施行する。

## (別表第1)(第2条)

事業の種類	対 象 規 模
道路(国道、県道、農道、林道)の新設・改築及び街路の整備	延長1km以上
河川の整備及び改修	放水路(分水路)、捷水路(ショートカット)などの新設の延長1km以上
ダム建設 (砂防、治山を除く)	すべて ※ ダムの機能維持を図る堰堤改良工事等を除く
砂防堰堤の建設	施工区域面積 1ha以上 ※ 施工区域面積: 本体工事区域+堆砂敷の面積
治山堰堤の建設	
山腹工事	施工区域面積1ha以上 ※ 施工区域面積: 構造物、緑化工を含む本体工事面積
地すべり防止工事	
急傾斜地崩壊防止工事	
公園の整備	土地の形質変更面積1ha以上
下水道終末処理場の建設	すべて
農用地の開発	開発面積1ha以上
ほ場の整備	区画整理面積20ha以上
かんがい排水施設の新設及び更新	延長1km以上
ため池の新設及び廃止	すべて
ため池の改修	堤高10m以上
水力発電所の建設	出力1000kW以上
浄水場・配水池の建設	事業区域面積1ha以上
建築物の新築又は増築	延べ面積5000㎡以上
土地の造成	事業区域面積2ha以上

(別表第2)(第3条)

所 属	職 等
環境部 環境政策課	所属長の指定する職員
環境部 環境政策課 ゼロカーボン推進室	
環境部 水大気環境課	
環境部 自然保護課	
環境部 資源循環推進課	
農政部 農地整備課	
林務部 森林政策課	
建設部 建設政策課 技術管理室	
建設部 建築住宅課	
企業局	
教育委員会 文化財・生涯学習課	
環境保全研究所	

(別表第3)(第4条)

担当業務	課所
総括	環境政策課
大気環境	水大気環境課 環境保全研究所
水環境	水大気環境課 河川課 環境保全研究所
地形・地質	環境保全研究所
野生動植物	自然保護課 森林づくり推進課 鳥獣対策・ジビエ振興室 環境保全研究所
景観	都市・まちづくり課
自然とのふれあい	環境保全研究所
文化財等	文化財・生涯学習課
廃棄物・建設残土	資源循環推進課 技術管理室 環境保全研究所
省資源・省エネルギー・ 温室効果ガス	ゼロカーボン推進室 環境保全研究所
光害	水大気環境課



## 共通環境配慮指針

環境要素	配慮事項
大気環境	<p>地域の大気環境を保全するため、周辺の土地利用や生活環境の状況と事業による影響要因を考慮し、大気汚染や、騒音、振動、悪臭、粉じん、有害化学物質などによる環境への負荷の回避又は低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大気汚染の防止 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資材等の運搬ルートは、居住系地域内の走行はできる限り避ける。</li> <li>・ 交通流の円滑化により、大気汚染、騒音、振動の発生を防止する。</li> <li>・ 集じん装置、有害物質処理装置等の設置を行い、大気汚染の発生を防止する。</li> <li>・ 有害物質の使用、保管等の管理を徹底する。</li> <li>・ 土砂表層や道路の散水、車両や機械の清掃等を行い、粉じんの飛散を防止する。</li> <li>・ 防じんシートの設置を行い、粉じんの飛散を防止する。</li> <li>・ 排出ガス対策型の車両や機械を使用する。</li> </ul> </li> <li>○ 騒音、振動の防止 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夜間・早朝の資材運搬及び機械の稼働をできる限り避ける。</li> <li>・ 著しい騒音、振動を発生する工法を避ける。</li> <li>・ 低騒音・低振動型の建設機械を使用する。</li> <li>・ 防音壁、防音シート、緩衝緑地帯等の遮音設備・吸音設備を設置し、騒音を低減する。</li> <li>・ 道路において、高機能舗装等の採用により騒音の低減に努める。</li> </ul> </li> <li>○ 悪臭の防止 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 悪臭原因物質を使用しない又は使用量を削減する。</li> <li>・ 悪臭原因物質の使用、保管等の管理を徹底する。</li> <li>・ 臭気除去装置を設置する。</li> <li>・ 建築物の機密性向上、出入口の構造の工夫、排水処理槽の被覆等により、悪臭の漏洩を防止する。</li> </ul> </li> </ul>
水環境	<p>地域の水環境を保全するため、周辺の土地利用や生活環境の状況と事業による影響要因を考慮し、水質汚濁の防止や水循環の保全に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水質汚濁の防止 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上水道などの水源地近傍への立地は、できる限り避ける。</li> <li>・ 土地の履歴調査により汚染物質の有無を把握する。また、鉱脈、鉱山跡地等で重金属等が偏在する場所の造成をできる限り避ける。</li> <li>・ 沈砂池・沈澱池や濁水処理装置等を設置し、濁水や油脂類の排水を避ける。</li> <li>・ 農薬を使用しない又は使用量を削減する。</li> <li>・ チェーンソーを使用する際は、生分解性チェーンオイルを使用する。</li> <li>・ 地盤改良は、適切な薬液を選定し、必要最低限の薬液注入範囲とする。</li> <li>・ 水道水源、貴重な動植物分布地、取水地点、すでに汚染が著しい地域等への排水をできる限り避ける。</li> <li>・ 水の循環使用等により排出負荷を低減する。</li> <li>・ 工事仮設事務所からの生活雑排水を適正に処理する。</li> </ul> </li> <li>○ 水循環の保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 透水性舗装の導入、舗装面の削減、浸透側溝・浸透柵・芝舗装の導入等、雨水の地下浸透により水循環を保全する。</li> <li>・ 水田や地下水・湧水を保全する。</li> <li>・ 地下水を使用しない又は使用量を削減する。</li> <li>・ 山間部において、流域界の変更や沢の埋立を避ける。</li> <li>・ 河川において、下流域の環境の保全のため、正常な流量を確保する。</li> <li>・ 浄化機能維持のため、水辺植生を保全する。</li> <li>・ 掘削や地下構造物の設置等により地下水の流動を阻害しないように努める。</li> </ul> </li> </ul>

<p>地形・地質</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境の保全上重要な地形・地質の改変の回避 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の特性を形成する重要な地形・地質の改変をできる限り避ける。</li> <li>・ 地すべり、崩壊、土石流等の危険性の高い地域や、近い将来活動する可能性のある活断層の区域の改変をできる限り避ける。</li> </ul> </li> <li>○ 改変面積の最小化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地形の改変の少ない位置・ルート・工法を選定する。</li> <li>・ 段階的に工事を行い、広範な裸地の出現を防止する。</li> <li>・ 工事により裸地化する箇所は、早期の緑化を行い、表層土壌の侵食を防止する。</li> <li>・ 工事施工ヤードの設置は、必要最小限の面積とする。</li> <li>・ 工事により一時的に改変する自然環境の原形復旧に努める。</li> <li>・ 法面勾配の検討、適切な崩壊防止工法の選定、排水工、緑化工等により、崩壊その他の危険性を防止する。</li> </ul> </li> </ul>
<p>野生動植物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自然環境の保全上重要な地域の改変の回避 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然性の高い地域や希少な動植物の生息・生育地等、自然環境の保全上重要な地域の改変をできる限り避ける。</li> </ul> </li> <li>○ 野生動植物の生息・生育空間の保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動物の移動経路の分断をできる限り避ける又は新たな移動経路を確保する。</li> <li>・ 河川・水路に横断構造物を設置する場合は、水棲生物の自由な移動を確保する。</li> <li>・ 水際部を保全し、自然植生の連続性を確保する。</li> <li>・ 河川において、瀬や淵の保全又は創出を行う。</li> <li>・ 回避措置を基本とするが、それができない場合は、重要な植物を個体群の維持が可能な生育適地へ移植・播種する又は生育地を創出し移植・播種する。</li> <li>・ 回避措置を基本とするが、それができない場合は、重要な動物を個体群の維持が可能な生息適地へ移動させる又は生息環境を創出し移動を促す。</li> <li>・ 重要な植物の移植・播種又は重要な動物の移動を行った場合は、定着や繁殖の状況の確認を行う。</li> <li>・ 進入防止柵を設置し動物の侵入を防止する。</li> </ul> </li> <li>○ 動物の繁殖期における影響の低減 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要な動物等の繁殖期、産卵期の工事をできる限り避ける。</li> </ul> </li> <li>○ 地域独自の生物多様性の保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両、資機材、作業着、靴等を適切に洗浄し、外来種の持込み防止に努める。</li> <li>・ 工事により裸地化する箇所は、早期の緑化を行い、外来植物の侵入・定着・拡大の防止に努める。</li> <li>・ 工事予定地の表土を用いた覆土による植生回復や地域由来の在来植物を用いた緑化に努める。</li> <li>・ 特定外来生物が確認された場合は、関係機関と相談の上、駆除に努める。</li> </ul> </li> <li>○ 動植物への負担の少ない形状・素材の使用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落下した小動物が脱出できる側溝、透過型えん堤、多段式落差工、自然石空張護岸等動植物への負荷の少ない構造を検討する。</li> <li>・ 自然石、自然素材、多自然型製品等動植物への負荷の少ない素材を使用する。</li> </ul> </li> </ul>
<p>景観</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ すぐれた景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な景観資源の改変をできる限り避け、影響を及ぼすおそれがある場合は修景に努める。</li> <li>・ 主要な眺望景観や自然・文化的景観を阻害するような建築物の立地をできる限り避ける。</li> <li>・ 工事箇所の整理整頓・美化に努め、仮施設や資材置き場は目立ちにくい配置にする。</li> </ul> </li> <li>○ 良好な景観の育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺地域の環境との調和に配慮した施設の配置・規模・形態・意匠・色彩・素材等を検討する。</li> <li>・ 樹木の伐採はできる限り避ける又は植樹等による緑化に努める。</li> </ul> </li> </ul>

<p>自然とのふれあい</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自然とのふれあいの場への立地の回避 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不特定多数の人が利用している自然とのふれあいの場又はふれあい活動に重大な影響を与える周辺環境の改変をできる限り避ける。</li> </ul> </li> <li>○ 自然とのふれあい空間の創出 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遊水施設やせせらぎ水路、池、親水護岸、階段や飛び石など水辺空間の整備に努める。</li> <li>・ 河川、水路などの暗渠化は避けるよう努める。</li> <li>・ ビオトープを創造し、自然とのふれあいの場を創出する。</li> </ul> </li> </ul>
<p>文化財等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文化財等への配慮 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財等地域で親しまれている歴史的な建築物・構造物などやその周辺へ影響を及ぼすおそれがある立地をできる限り避ける。</li> <li>・ 原則として史跡・名勝・天然記念物の指定地内への立地は避ける。また、史跡等の周辺や埋蔵文化財を包蔵する可能性の高い土地への立地をできる限り避ける。</li> </ul> </li> </ul>
<p>廃棄物・建設残土</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設廃棄物や建設残土の発生抑制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設副産物の発生を抑制する施設配置、線形、工法、資材などの採用に努める。</li> <li>・ 建設廃棄物や建設残土の適正処理を行う。</li> </ul> </li> <li>○ 建設廃棄物や建設残土のリサイクル <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場発生材の原位置リサイクル等、建設廃棄物や建設残土のリサイクルを推進する。</li> </ul> </li> <li>○ 資源の有効利用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用基準等に留意の上、再生 As 合材、再生骨材、木材チップ、建設汚泥改良土等再生資材の利用を推進する。</li> <li>・ 自然石、県産木材等環境に負荷の少ない資材の利用を推進する。</li> <li>・ 信州リサイクル認定製品の利用を推進する。</li> </ul> </li> </ul>
<p>省資源・省エネルギー・温室効果ガス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境への負荷の少ない機械の利用等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械を積極的に使用する。</li> <li>・ アイドリングストップ、エンジン回転数の抑制等機械の省エネ運転に努める。</li> <li>・ 点検整備を行い適正な燃費消費率を維持する。</li> </ul> </li> <li>○ エネルギーの有効利用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の建設に当たっては温室効果ガス削減に努めた計画とする。</li> <li>・ 地熱、太陽光、バイオマス等の自然エネルギーや雨水、廃熱等の有効利用に努める。</li> <li>・ LED 照明、節水機器等の省エネルギー設備の導入に努める。</li> <li>・ 建築物の断熱化に努める。</li> </ul> </li> </ul>
<p>日照阻害・電波障害・光害</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日照阻害への配慮 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日照阻害が生じないように施設の配置や構造、形状等に配慮する。</li> </ul> </li> <li>○ 電波障害への配慮 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電波障害が予測される場合は、電波吸収材や反射材の使用による反射障害や遮へい障害の防止又は代替措置を検討する。</li> </ul> </li> <li>○ 光害への配慮 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 照明の設置に当たっては照明の範囲、時間、照度、光源種類などに配慮し、周辺の生活環境や野生動植物、農作物等への悪影響を低減する。</li> </ul> </li> </ul>

## 地域別環境配慮指針

地域	環境配慮事項
山地 ・ 丘陵	<p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>山地・丘陵地域は、森林や湿原、溪流など、多くの自然性の高い環境要素から構成され、それらの地域特性を反映した良好な自然環境を形成しており、自然環境や我々の生活環境の保全上、極めて重要な役割を持つ地域である。</p> <p>このため、事業計画の策定に際しては、その必要性や立地の妥当性をあらかじめ十分検討した上で、大気浄化や清澄な水源のかん養機能をはじめ、多様な生物の生息・生育空間や自然とのふれあいの場としての機能の保全に十分配慮する。</p> <p>&lt;配慮に努める事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 希少な動植物の生息・生育環境の確保</li> <li>○ 事業規模の最適化や工法の工夫による改変面積の最小化</li> <li>○ 動物の移動に支障がないような緑地の保全・創造</li> <li>○ 河川、湖沼等の良好な水質、水量等の保全や湿地の乾燥化の防止</li> <li>○ 有害化学物質などによる水資源の汚濁防止</li> <li>○ 希少な動物の繁殖期を避けるなど工事時期への配慮</li> <li>○ 地形・地質、森林等の自然景観への配慮</li> <li>○ 水源かん養機能のある森林の保全</li> </ul>
平野 ・ 田園	<p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>平野・田園地域は、里山や耕作地など、人と自然との密接な関わりにより育まれてきた身近な自然が広がり、地域独自の多様性に富んだ半自然的な環境が形成されており、人の日常生活と自然環境との関わりが深い地域である。</p> <p>このため、事業計画の策定に際しては、人の生活環境の保全とともに、身近で多様性に富んだ自然環境の保全にも十分配慮する。</p> <p>&lt;配慮に努める事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 池や沼、河川敷、水田などの生物の生息及び生息地の保全</li> <li>○ 身近な自然とのふれあい活動の場の保全・創出</li> <li>○ 健全な水循環の維持及び地盤沈下防止のため、水田や地下水・湧水の保全</li> <li>○ 工事や供用時における濁水等の処理対策の充実による、河川やため池等の汚濁防止</li> <li>○ 都市生物や外来種の侵入・繁殖の防止</li> </ul>
市街地	<p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>都市機能が集積した市街地は、多くの人々の生活空間であり良好な生活環境の保全（大気汚染や水質汚濁、悪臭、騒音等の防止）が強く求められる。</p> <p>また、人工改変区域が多くを占める市街地に一部残る緑地や河川等は、その自然的環境に依存する、独自の生態系を形成している場合もある。</p> <p>このため、事業計画の策定に際しては、生活環境の保全に十分配慮するとともに、歴史的・文化的資源の保全や残された自然的要素の保全、新たな生物生息・生育空間の創造に十分配慮する。</p> <p>また、地球環境保全の観点から、省資源・省エネルギーの推進や温室効果ガスの排出抑制等にも十分配慮する。</p> <p>&lt;配慮に努める事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通流の円滑化による排気ガスや騒音の低減</li> <li>○ 雨水の地下浸透等による健全な水循環の維持・回復、地盤沈下の防止</li> <li>○ 新たな工作物の存在・供用や工事による大気や水質、騒音など周辺影響への配慮</li> <li>○ 河川の水質、水量、生態系への配慮</li> <li>○ 残存する自然環境や都市内の緑地等の保全</li> <li>○ 緑地や都市公園の整備に伴うビオトープの創造</li> <li>○ 建築物などのデザイン、高さ、色彩について周辺景観への配慮</li> <li>○ 省エネルギー、新エネルギーの利用等による二酸化炭素排出量削減</li> <li>○ 日照障害・電波障害等による周辺の生活環境への影響防止</li> </ul>

事業名称	
事業名	
整理番号	
事業の種類	
市町村名	
箇所名	
事業年度	
事業概要	
目的	
計画概要(延長・幅員・面積・工種など)	
関連する事業計画	
その他特記事項	
関係法令等の規制	
自然環境保全地域等の指定状況	
土地利用規制の状況	
その他	
社会的要素	留意すべき地域の概況
交通の現況	
土地利用の現況	
生活関連施設の現況	
その他	
自然的環境要素	環境配慮の方針
大気環境	留意すべき地域の概況
水環境	留意すべき地域の概況
地形・地質	留意すべき地域の概況
野生動植物	留意すべき地域の概況
景観	留意すべき地域の概況
自然とのふれあい	留意すべき地域の概況
文化財等	留意すべき地域の概況
廃棄物・建設残土	
省資源・省エネルギー・温室効果ガス	
日照障害・電波障害・光害	

<b>事業名称</b>			
事業名			
整理番号			
事業の種類			
市町村名			
箇所名			
事業年度			
<b>事業概要</b>			
目的			
計画概要(延長・幅員・面積・工種など)			
関連する事業計画			
その他特記事項			
<b>関係法令等の規制</b>			
自然環境保全地域等の指定状況			
土地利用規制の状況			
その他			
<b>社会的要素</b>		<b>留意すべき地域の概況</b>	
交通の現況			
土地利用の現況			
生活関連施設の現況			
その他			
<b>自然的環境要素</b>		<b>環境配慮の方針</b>	
大気環境	留意すべき地域の概況		
水環境	留意すべき地域の概況		
地形・地質	留意すべき地域の概況		
野生動植物	留意すべき地域の概況		
景観	留意すべき地域の概況		
自然とのふれあい	留意すべき地域の概況		
文化財等	留意すべき地域の概況		
廃棄物・建設残土			
省資源・省エネルギー・温室効果ガス			
日照障害・電波障害・光害			
<b>番号</b>	<b>項目</b>	<b>環境部長の意見内容</b>	<b>事業部局の見解</b>

事業名称		達成状況の評価
事業名		配慮した項目 ----- 配慮する全項目
整理番号		
事業の種類		
市町村名		
箇所名		
事業年度		
事業概要		
目的		
事業概要		
関連する事業計画		
その他特記事項		
関係法令等の規制		
自然環境保全地域等の指定状況		
土地利用規制の状況		
その他		
自然的環境要素	環境配慮の方針	環境配慮の実施内容 (環境配慮の方針と異なる場合はその理由)
大気環境		
水環境		
地形・地質		
野生動植物		
景観		
自然とのふれあい		
文化財等		
廃棄物・建設残土		
省資源・省エネルギー・温室効果ガス		
日照障害・電波障害・光害		